



令和5年9月15日

東京都知事 殿

東京都情報公開・個人情報保護審議会

会長 新美 育文



東京都情報公開条例第39条の規定に基づく諮問について（答申）

令和5年7月25日付5中精事第902号により、当審議会に対して諮問された「精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（案）」についての意見は、別紙のとおりです。

「精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務に係る特定個人情報保護評価書(案)」について

## 第1 審議内容

当審議会特定個人情報保護評価部会では、「精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務に係る特定個人情報保護評価書(案)」(以下「本評価書案」という。)について、本評価書案及び根拠資料を点検し、審議を行った。

## 第2 審議結果

本評価書案を点検したところ、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについては、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置をおおむね講じていると認められる。

その上で、なお留意が必要な事項等について、次のとおり意見する。

### 1 委託の取扱いについて

- (1) 当該事務が15万件を超える手帳所持者の情報を取り扱う大規模な業務であることに鑑みると、当該事務について委託の必要性は高いと考えられる。一方、委託はリスクが高まる要素でもあることを踏まえた対応が必要である。
- (2) 当該事務については、委託先及び再委託先への管理監督は、適正であることが確認できた。加えて、個人番号が記載された申請書の仕分けや個人番号を入力する業務委託については、再委託はなく、都職員による日常的な不正の監視等により、リスクが軽減されていることが確認できた。
- (3) 当該事務で取り扱う情報は特段の配慮を要するものであることから、引き続き厳格かつ的確な管理監督に努めること。特に、委託先における一般個人情報の漏えい事案について、都においても多数報告がされていることを踏まえ、都としても委託者の立場から受託者等が委託契約等において取り決めた事項を遵守しているか監督し、委託先において都が果

たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認すること。

## 2 紙媒体の取扱い及び保管について

当該事務については、今後も継続して多量の特定個人情報を紙媒体で取り扱うことが見込まれている。紙媒体の取扱いは、紛失・漏えい等を引き起こす可能性が高いプロセスであることから、引き続き、枚数確認や、廃棄委託に際しての都職員の立会い等、紙媒体の取扱い及び保管についての厳格な運用管理に努めること。また、書庫の施錠方法や入退室管理等、保管に係るより強力な安全対策について、引き続き検討すること。

## 3 特定個人情報の正確性担保について

当該事務における個人番号の利用として、台帳登録・管理に加え、中間サーバへの副本登録を業務として行うこととされ、令和5年8月の時点において、その提供・移転先は都の個人番号利用事務としては最多の70件である。

当該事務に係る特定個人情報は、福祉、課税等の場面において、その業務の適正な遂行のため広く重要な役割を果たしており、については、中間サーバに登録する特定個人情報の正確性担保が重要となることから、マニュアル、研修、チェック体制の充実等、正確な入力業務の確保に努めること。

## 4 評価書等の活用について

評価書だけでなく、根拠資料として提出された関係規程等についても定期的な点検・整備を継続し、事務実施において活用するよう努めること。

特に、今回の評価では、根拠法令について最新の状況を把握できていない様子が伺えた。根拠法令は事務の根底を成すものであるため、国からの通知を待たず定期的に確認するなど、積極的に情報収集を行うこと。

### 第3 審議経過

年月日	審議経過
令和5年7月25日	諮問
令和5年8月1日、3日及び8日	本評価書案概要説明・審議 (第67回特定個人情報保護評価部会)
令和5年8月29日	審議(第68回特定個人情報保護評価部会)

令和5年9月15日	「精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（案）」について答申
-----------	---

(答申に関与した委員の氏名)

神橋 一彦、徳本 広孝、西貝 吉晃